

# 会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和7年12月23日（火）午後1時24分
- 3 閉会日時 令和7年12月23日（火）午後1時57分
- 4 出席者 教育長  
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況 原案可決 0件 承認 1件  
一部修正可決 0件 同意 0件  
継続審議 0件 その他 1件
- 6 議事録 別添のとおり

# 教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和7年12月23日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

## 【会議等】

- ・12月 1日（月） 総務文教委員会
- ・12月12日（金）～16日（火） 令和7年第5回府中町議会定例会
- ・文部科学大臣表彰

日程第3 報告第13号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」

日程第4 報告第14号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

6 議事の内容

(開会 午後1時24分)

## 教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

## 教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

## 教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告3件で、会議等3件です。

1件目は、12月1日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、「中学校部活動における生徒の活躍について」と「令和8年府中町二十歳のつどいについて」の2件を報告しました。前者については、9月の教育委員会会議において、後者については、先月の協議会において報告した内容と同様の内容により報告を行いました。

2件目は、12月12日金曜日から16日火曜日の日程で開催されました「令和7年第5回府中町議会定例会」についてです。教育委員会関係の議案については、日程第4で説明しますので、ここでは、教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

## 教育部長

教育部長です。12月定例会で議員から提出がありました、一般質問通告の写しをお配りしていますので、ご覧ください。教育委員会関係の一般質問は5件ありました。

1件目、齋藤議員から「スポーツに親しむ環境づくりについて」です。府中町スポーツ推進計画に基づき、各施策に取り組んでいる旨、活動団体には体育施設の定期使用を認め支援している旨、答弁しました。

2件目、森本議員から「放課後児童クラブの利用者意見について」、定期的なアンケート実施について質問されました。アンケートは今年度と令和元年度に実施しており、利用者の声を聞くことは、具体的な課題を特定し、事業運営の改善に役立つものであるとし、今後は年1回のアンケートを実施していく旨、答弁しました。2回目の質問では、長期休業中の昼食配達、通信アプリの導入など有料化に伴うサービス向上対策について聽かれました。2つとも導入を検討する旨、答弁しました。

3件目、川上議員から「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業・舞台芸術等総合支援事業について」、学校巡回公演制度の実施に係る質問がありました。この事業目的は、子どもたちの豊かな感性を育む場をつくることにあると理解している。また、町教育振興基本計画の教育目標に沿った内容でもある。ただし、この事業は、教育課程上の授業において実施することが必須条件とされていること、必ずしも希望どおりには採択されないことから、学校では教師の負担を考慮し、なかなか簡単には導入できない事情がある旨、答弁しています。2回目では、学校現場の負担軽減に向けた対策と今後検討している代替的な取組について質問がありました。給特法が改正され、この実現に向け業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するとともに、第5次総合計画にも学校の業務改善や教職員の負担軽減に資する施策を盛り込み、着実に実施する旨答弁しました。また、現在、各学校において、芸術活動を行っている地域の方に来ていただくなど、文化芸術活動に触れる機会を作っている。今後も学校への支援・助言に努めていく旨、答弁しました。

4件目、田中議員から「外国人児童生徒の学校教育について」質問がありました。町立小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒数は、令和3年度11人、4年度13人、5年度8人、6年度13人、7年度は14人であること、県費の教員を講師として配置していること。その教員の資格、勤務形態に触れ、人材の確保に課題がある旨、答弁しました。また、教育支援員の資格や勤務形態についても聽かれ、町教育委員会が

現在 7 校に 40 名を配置していること、こちらも支援が必要な児童生徒が増えることが見込まれるため、人員の確保を進める必要があると答弁しました。

5 件目、安部議員から「放課後児童クラブの運営について」、子どもも保護者も満足するための具体的な方法について質問がありました。人材の不足や配慮を必要とする児童の増加に伴い、一人の支援員が担当する児童数が増加し、一人ひとりの児童へのサポートが難しくなっている。その中、保護者が安心して就労できるよう、運営体制の改善が必要であり、特に支援員不足に対し募集方法を工夫する旨答弁しました。2 回目では、民間委託の考え方について質問がありましたが、まずは公設公営の運営体制を維持していく旨答弁しました。

以上です。

#### 教育長

3 件目は、「文部科学大臣表彰」についてです。

「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰に、米田委員が代表を務めておられます「府中町家庭教育支援チーム「くすのき」」が決定しました。

「くすのき」は令和元年度にも同賞を受賞しておられますが、その後も、新たに各小中学校、教育委員会事務局との意見交流の場を設けたり、啓発資料の配布により積極的に活動を周知するなどの取組をしておられ、家庭教育支援の活動が町内外に広がっています。なお、表彰式は 2 月 6 日に東京で行われる予定です。

#### 教育長

報告は以上です。

「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

委員の皆様から何かご報告等ございますか。

#### 玉井委員

1 月 28 日に岡山市で市町村教育委員会の研修がありました。その報告をさせてもらいます。私は不登校対策・いじめ対策について、特に不登校対策の方に参加させてもらったんですけど、ほとんどの市町では不登校数が増えています。中には、小学校の方で 2.37% くらいの全国平均のところに、その小学校は 5.5% 以上増えているという所もあるし、中学校の方でも、全国平均が 6% ちょっとなのが 11% という急増している市町もありました。その中で、少しずつではありますが、登校復帰の件数が増えてきている市町もありました。その例として、そこの取組では、校内自立支援教室というのを利用したり、関係機関との連携によって登校復帰につながってきたそうです。校内自立支援教室っていうのは、本町でいうと、今進めています校内の教育支援センターにあたります。その効果があるということが他の市町の発表でもわかつてきないので、本町でも校内の教育支援センターの充実を図っていくことは大切じゃないかなとその発表を聞きながら思いました。もう 1 つは、なかなか相談件数が伸びないとか、相談機会の多様化が必要なんじゃないかなというところがあって、ある市町では A I による解析を行っているという所もありました。相談できない子どもたちや、子ども自身で認識できないリスクを早期発見するシステムを構築している市町もあります。それは、例としては、中学 3 年生を対象に、金曜日の 6 時間目が終った時に 10 分間、アプリの中に日記があるんですけど、「今週のあしあと」という日記があって、そこに書くんだそうです。それは書いても書かなくてもいいんだそうですが、そのアプリに日記を書いたら、不安や悩みを書いた文章などを学習した A I が、その中 3 が書いた日記の文面から読み取って、不安や悩みの兆候を見分けるんだ

そうです。その兆候によって、必要があればメッセージを送ったり、相談を促したり、チャットで相談したりというようなシステムを構築する所もあるそうです。  
以上です。

### 米田委員

私も、不登校対策・いじめ対策のグループと適正配置のグループに出席させていただきました。今、玉井委員がおっしゃったように、いじめ対策については、校内支援センターですとか、そういうものを皆さん努力されているのと、教員への支援ということで、担任が一人で不登校児童等のことを抱え込まないように、学年担任制、チーム担任制というのを導入して、その成果が見られ出したというような、児童生徒にとっても他のクラスの先生方に話しかけたり、相談したりする逃げ場ということにもなるし、津山市だったんですけど、若い教員が令和5年くらいまでは辞めていかれる方とか病休の方が多かったんですけど、昨年度、全ての学校で学年担任制、チームを導入した結果、病休、退職が減ったということ、保護者からの電話等についても、実際の担任ではない先生が対応したり、もちろんこういうことがあったという報告等はきちんとされているなんんですけど、ワンクッションできることで、一緒に問題を解決、抱えることができるようになっているというような話を聞きました。

適正配置の方なんですが、行く前から、子どもが増えている学校は府中町くらいで、ほとんどが統合統合という所になっているはずですよというお話はお伺いしていたんですけれども、やはり皆さん、平成の大合併とかでできた学校、大きな町とかが学校数が減っているというような報告があって、統廃合の難しさですね、そういうのをお聞きしました。例えば、A学校、B学校があった時に、BがAに吸収合併という形になると、Bの地域の方たちの気持ちとして、やはりさみしい気持ちになるということで、AとBが合併するのであつたら新たにCというような名前、制服も新たに作るとか、そういう工夫をしているというようなことと、今コミュニティ・スクールという形が進んできて、以前、もう5、6年前に統廃合を経験した時は、まだコミュニティ・スクール事業というのがあまり進んでいなかったことで、地域の理解が得にくくて、卒業生と地域の方が合併に反対、保護者さんは逆に少人数で授業を受けるよりもたくさん的人数で受けた方がメリットがあるから統廃合もいいかなと思ってらっしゃっても、卒業生とか地域の方はこの地域から学校がなくなることには反対というような意見で、難航する又は決裂するということがあったんですが、最近このコミュニティ・スクール事業がどんどん進んだことで、保護者さん、子どもさんのために、地域の人が理解を示して、じゃあやってみようかという風に一緒に考えてくださるように、保護者さんたちが困ってらっしゃるんだったら、子どもが困っているんだったら、そうやってみようかという風に、すごく地域の方が話を聞いてくださるようになったので、前の時と今回とで差がありますよと、山口の方の方がおっしゃっていました。あと大事なのは、現実味を帯びていない時に基本計画を立てること、いざAとBが大体候補に挙がっているっていう風になってから計画とかを言っていくと、それって私たちのことですかみたいになってすごく難航するので、理想でもいいけれど、基本的な考え方っていうのを、まだ統廃合が必要のない時期から考えて、それをこうなつたらこうしますよというのを地域に説明をしておくことが大事かもしれないというご示唆をいただいて、全く府中町に関係ないっていうことではないんだなという風に思いました。

以上です。

### 松本委員

玉井委員と同じような形で参加させていただきまして、米田委員さんも言われたような形なんですが、校内での支援を活発に取り組んでいるっていう所がありまして、その方のお話を聞いて、府中町もより一層そういう形の方向で取り組んでいくのが今後不登校については望ましいのではないかと感じております。

以上です。

### 玉井委員

特別支援教育についても出たんですけど、どの市町も児童生徒数は横ばいなんですが、それが減少傾向にあっても、特別支援教室に在籍する児童生徒数は増加しているっていうのはどの市町も一緒でした。やっぱり通常学級だけではなくて、特別支援学級とか通級指導教室等を配置されているということでした。本町の取組を発表した中で、青少年教育相談員さんことを話をしたんです。青少年教育相談員さんは就学前から保護者の皆さんとか子どもたちにも関わっている。ですから入学時に保護者とか子どもたちが安心して就学できている、スムーズに学校に入ることができているというような説明をしたんですけど、やはりそういう取組が大事なんだなっていう他の市町からの声がありました。小学校から急にその取組をすると、そこですごく大きな壁、垣根があって、なかなか入学がスムーズにいかない。やはりそういう事前の就学前から取り組むことによって、保護者も子どもたちも安心できるんですねということを言われて、とても褒めていただいてうれしい気持ちになったんですけど、青少年教育相談員さんはよくやられているなということを思いました。

以上です。

### 教育長

では次に参ります。日程第3、報告第13号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第3については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

### 教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。

(非公開)

### 教育長

では次に参ります。日程第4、報告第14号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

### 教育部長

教育部長です。報告第14号、令和7年12月23日「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

### 教育総務課長

教育総務課長です。

報告第14号について、説明します。

別紙をご覧ください。

令和7年第5回府中町議会定例会に提出予定議案のうち、教育委員会関係分について、令和7年12月3日付で府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和7年12月3日付で回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について、資料の順に説明します。

まず、付議事件1、第53号議案「令和7年度府中町一般会計補正予算（第5号）」です。

議案資料の48ページをご覧ください。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、中学校管理運営事業及び府中緑ヶ丘中学校給食事業は、令和8年度、両中学校において、生徒数・学級数の増加が見込まれることから、机、椅子、教卓、給食用ワゴンなどを購入するもので、それぞれ155万円、26万2千円を増額補正するものです。

52ページです。

項、社会教育費、目、くすのきプラザ費、くすのきプラザ維持管理事業は、施設修繕料、503万6千円の増額補正です。

広島県が実施した防災査察において、くすのきプラザ内の手動排煙口及び非常用照明について改善すべきと指摘されたことから修繕を行うものです。

議員からは、くすのきプラザの修繕に関して、県が実施する防災査察についての質問がありました。

続いて、付議事件2、第60号議案「府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」です。

第60号議案参考資料4ページをご覧ください。

1、改正の趣旨です。

令和7年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、改正の内訳は表のとおりです。

3、施行期日は公布の日です。ただし、記載のとおり適用期日等を設けています。

議員からの質問はありませんでした。

続いて、付議事件3、第61号議案「府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」です。

第61号議案参考資料23ページをご覧ください。

1、改正の趣旨です。

令和7年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) 通勤の際、常に駐車場を利用する必要がある職員に対して、1か月当たり5,000円を上限として通勤手当を新たに支給します。

(2) 通勤のため自動車等を使用する職員に対して支給する通勤手当について、その使用距離が10キロメートル以上の区分について、月額200円から7,100円までの引上げを行います。

次ページ、(3)再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員、すなわち常勤一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.025月分引き上げるもので、改正の内訳は表のとおりです。

(4)再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.025月分引き上げるもので、改正の内訳は表のとおりです。

(5)行政職及び消防職給料表の給料月額を平均3.30%、額にして10,623円引き上げるもので、改正の内訳は別表第1、別表第2、こちらが資料19ページから22ページに新旧対照表ございまして、こちらがわかりやすいかと思いますけれども、現行と改正後の給料月額が記載されております。

次のページ、(6)会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.475月分、勤勉手当の支給割合を0.025月分引き上げます。改正の内訳は表のとおりです。

3、施行期日は公布の日です。ただし、記載のとおり適用期日等を設けています。

議員からは、通勤手当の支給基準などについての質問がありました。

続いて、付議事件4、第67号議案「府中町放課後児童クラブ条例の制定について」です。

第67号議案参考資料3ページをご覧ください。

1、制定の趣旨です。

放課後児童クラブの利用料有料化のため、条例を制定するものです。

2、制定の概要です。

(1) 第1条に、目的として、放課後児童クラブを実施するために必要な事項を定めることを規定しています。

(2) 第2条では、事業内容として、放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象に、保護者の委託を受けて生活指導を行うことを規定しています。

(3) 第3条では、保護者負担金として、入会児童1人当たり月額3,000円、8月分は月額4,000円とすることを規定しています。

国の考え方では、放課後児童クラブ運営費の2分の1を保護者負担金とすることが示されており、国の考え方に基づくと月額6,500円となりますが、県内の状況を踏まえ、子育て世帯の就労支援と経済的負担への配慮から月額3,000円、8月分は月額4,000円としています。

(4) 第4条では、負担金の返還として、既納の負担金は返還しないことを、第5条では、負担金の減免として、経済的事情などの理由により負担金を支払うことが困難な場合に、負担金を減額し又は免除することを規定しています。

3の施行期日は、保護者への説明期間と負担金事務の準備期間を考慮し、令和8年6月1日としています。

議員からは、負担金の減免対象者や有料化に伴う財源の使途、保護者への周知方法などについて質問がありました。

なお、この度の付議事件4件、いずれの議案も原案どおり可決されました。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

### 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

### 教育長

ないようでございます。よって日程第4、報告第14号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

### 教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時57分)